

## Client Alert

17 September 2019

本アラートに  
関するお問い合わせ先



井上 朗  
パートナー  
03 6271 9463  
[akira.inoue@bakermckenzie.com](mailto:akira.inoue@bakermckenzie.com)



佐藤 哲朗  
カウンセラー  
03 6271 9740  
[tetsuro.sato@bakermckenzie.com](mailto:tetsuro.sato@bakermckenzie.com)



岡村 優  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9746  
[yu.okamura@bakermckenzie.com](mailto:yu.okamura@bakermckenzie.com)

## Facebook への競争法適用をめぐる最新の動き — 裁判所の仮差止め命令に対してドイツの連邦 カルテル庁が上訴

ドイツの連邦カルテル庁は、同庁が今年 2 月に Facebook に課した情報収集行為を制限する命令について、デュッセルドルフ高等裁判所が暫定的な差止めを行ったことに対し、連邦最高裁判所に上訴を行う意向を示している。

2019 年 2 月 7 日、連邦カルテル庁は、Facebook が、Facebook 本体以外の WhatsApp や Instagram などの自社が運営するサービス及び第三者のウェブサイト上で収集された情報を統合し、Facebook のユーザーアカウントに結び付ける行為をとったとして、ユーザーの自発的な同意がない限り、当該行為をとってはならないとする決定を行った。連邦カルテル庁のプレスリリースによれば、Facebook が、ユーザーアカウント内のデータを収集、統合、利用することは、市場支配的地位の濫用を構成するとされている。

これに対し、Facebook は、デュッセルドルフ高等裁判所に不服申立てを行い、2019 年 8 月 26 日、同裁判所は、同裁判所が最終的な決定を下すまで、Facebook は上記の連邦カルテル庁の決定を実行しなくてよいとする仮差止め命令を下した。同裁判所は、データ保護規則への違反は競争法上の濫用にはならないとして、上記の連邦カルテル庁の決定の合法性について深刻な疑義があるとしている。今回の連邦カルテル庁の連邦最高裁判所への上訴は、この仮差止め命令に対するものである。

本件は、世界最大の SNS 企業のデータ収集に対して、競争当局により実際に競争法が適用された事例として注目されているが、一方で、このような競争法の適用の難しさを示すものであるともいえ、今後の動向が注目される。